

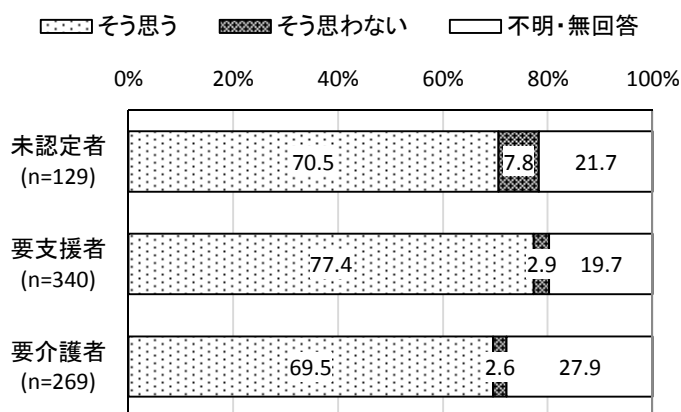
第4章 多様な専門機関や団体による支援体制の構築

1 地域包括支援センターによる高齢者支援の推進

【現状】

- 地域包括支援センターは、高齢者が住み慣れた地域で安心して生活を継続できるように、高齢者の総合相談、権利擁護、包括的・継続的支援及び介護予防ケアマネジメントの各業務を行い、地域の中核機関としての役割を担っています。
- 地域包括支援センターは、市内6か所の日常生活圏域に2か所ずつ、合計12か所に設置しています。また、センター間の統括・調整・助言及び指導を行うため、本市行政組織内に基幹的機能を有する所管課を設置しています。
- 高齢者利用意向調査において、地域包括支援センターの利用状況で「知らなかった」と答えた人は、未認定者で33.1%、要支援者で9.8%、要介護者で18.1%となっており、「何らかの形で利用した」は要支援者・要介護者で40%台となっています。
- また、地域包括支援センターを利用した際、総合的によかったか尋ねたところ、要支援・要介護状態に関わらず約70%の人が「そう思う（よかった）」と答えていますが、少数ながら「そう思わない」と答えている人もいます。
- 地域包括支援センターに対する相談件数は年々増加しています。日常生活支援・総合事業への対応を含め円滑かつ効率的な運営や利用者への対応力を高めるために、様々な機関との密な連携や適切な役割分担が求められます。
- 「地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律」によって、地域包括支援センターに対する評価の実施と、その結果に基づく必要な措置の実施について規定が盛り込まれています。

地域包括支援センターを利用した際、
総合的によかったと思うか



地域包括支援センターの相談件数

(件)

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
総合相談	17,405	20,601	24,248
権利擁護	3,349	3,635	3,877
包括的・継続的ケアマネジメント	947	1,069	1,190
介護予防ケアマネジメント	23,999	21,633	22,443
合計	45,700	46,938	51,758

【今後の方向】

- 高齢者の総合相談窓口として地域包括支援センターが、利用者やその家族が抱える課題の解決に向けて、一層の対応力の強化を図ることができるよう取組を進めます。
- 基幹的機能を担う市担当課が、各地域包括支援センターの運営への指導や助言などを行います。
- 年々増加している地域包括支援センター業務について、人員配置や業務の各関係機関との役割分担も含め、適切なあり方や評価方法などについて検討を進めます。

【施策・事業と取組・方向性】

施策・事業	取組・方向性
①地域包括支援センターの機能強化	○ 地域包括支援センターの業務が増大している中、行政が基幹的機能を担い、関係機関や近隣住民等の協力も得つつ、地域包括支援センターの3職種（保健師・社会福祉士・主任介護支援専門員）へ支援を行いながら、センターの対応力強化に努めます。 ○ 「行政評価」を盛り込んだ、センター運営評価を基盤としたPDCAサイクルの定着化とともに、センター職員の資質向上・センター間の質の平準化に取り組みます。
②総合相談支援	○ 地域の高齢者の実態把握及び相談対応、継続的・専門的な支援、その実施のために必要となるネットワークの構築に取り組みます。 ○ 他の関係機関との連携を図り、相談体制の充実・強化を図るとともに、相談の質の向上に向けた後方支援に努めます。
③権利擁護	○ 高齢者虐待の相談窓口が地域包括支援センターであることを広く周知をするとともに、関係機関との連携を図りながら、高齢者虐待防止や高齢者の安全・安心の確保に努めます。 ○ 成年後見等支援センターや消費生活センター等との連携を図り、成年後見制度等の活用や消費者被害防止に向けた支援に取り組みます。
④包括的・継続的ケアマネジメント	○ 地域の介護支援専門員の指導や支援のほか、多職種連携を図りながら高齢者を支える体制づくりを進めます。 ○ 地域資源の把握や情報の共有化を図るとともに、地域ケア個別会議における課題解決力の向上に向けたノウハウの共有化や、地域ケア代表者会議での全市共通課題の見える化・各団体との連携による対応力強化を進めます。

施策・事業	取組・方向性
⑤介護予防マネジメント	○ できる限り自立した生活が継続できるよう介護予防の相談や、介護予防事業等が包括的かつ効率的に実施されるよう引き続き取り組みます。 ○ 要支援・事業対象者に対する適切なアセスメントを行い、適切なケアマネジメントによる介護予防ケアプランの作成や地域のケアマネジャーへの助言・指導を行えるよう、マニュアルの改良や研修などを進めます。
⑥リハビリテーション専門職等との連携【再掲】	○ 自立支援に資するケアマネジメントのさらなる充実を目指し、民間のリハビリテーション専門職（理学療法士・作業療法士・言語聴覚士）等との連携のもと、重度化防止等に効果的な生活機能訓練等を提案できる仕組みについて検討します。（仮称：自立支援型地域ケア会議）

2 保健・医療・介護・福祉等の連携の推進

【現状】

- 高齢化の進展に伴い、単身高齢者世帯や高齢者夫婦世帯、要介護状態にある高齢者が増えており、また加齢に伴って医療と介護の両方を必要とする高齢者が増えるなど、何らかの支援を必要とする高齢者が増えている状況にあり、求められる内容も多様化・複雑化しています。

- 本市は全国や兵庫県に比べて要支援・要介護認定率が高く、居宅サービス利用者も多い状況にあります。また、前期高齢者の医療受診率や一人あたり診療費なども兵庫県平均よりも高く、医療に対するニーズが高いと考えられます。

前期高齢者の医療受診の状況（国民健康保険）

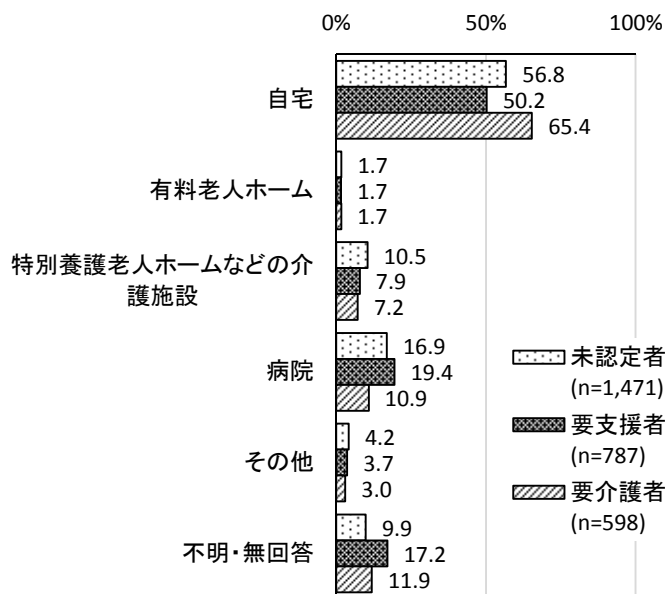
	受診率	一人あたり診療費	一人あたり日数
尼崎市	135.1	36,693	2.7
兵庫県	131.1	35,063	2.5

資料：兵庫県国民健康保険団体連合会疾病別分類統計
(平成 29 年 5 月診療分)

- 高齢者利用意向調査において、将来受けたい介護の場所を尋ねたところ、要支援・要介護状態に関わらず「現在の居宅」が最も多く、また人生の最期を迎えたい場所も「自宅」が多くなっています。また最期に過ごしたい場所について話し合ったことがないという人が約半数を占めています。

- 要支援・要介護状態となっても医療サービスや介護サービスを利用しながら在宅生活を望む人が多いことから、在宅生活を支える医療と介護の連携体制のより一層の推進は大きな課題の一つとなっています。

最期に過ごしたい場所



- 平成 28 年度から社会保障審議会の高齢者保健・福祉専門分科会に「在宅医療・介護連携推進部会」を設置するとともに、具体的取組を協議するために医療・介護の関係団体等で構成する「尼崎市医療・介護連携協議会」を立ち上げました。医療・介護の連携を推進する上での課題抽出や施策等について関係団体等から広く意見を求め、互いの連携を図りながら、それぞれの関係団体等が軌を一にした取組を進めています。
- 平成 30 年 1 月から尼崎市医師会に委託して設置した「尼崎市医療・介護連携支援センター（呼称：あまつなぎ）」において、専門職を対象とした医療・介護の連携に関する専門相談や研修等の支援を開始しています。
- 地域包括ケアシステム構築のために保健・医療・介護・福祉等の関係機関の協議の場として地域ケア会議を地域包括支援センターの担当地域ごとに開催し、それぞれの

地域の特性に応じた検討が進められています。また、平成 28 年度から新たに地域ケア代表者会議を開催し、ネットワークの構築等に寄与しています。

- 国の基本指針（介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を確保するための基本的な方針）において、地域ケア会議の重要性が明記され、高齢者個人に対する支援の充実と、それを支える社会基盤の整備を同時に図っていくことが重要であるとされました。高齢者の日常生活を支える様々な支援のあり方について、地域の中核機関である地域包括支援センターを中心に、各分野における関係機関の連携体制の強化を図る必要があります。

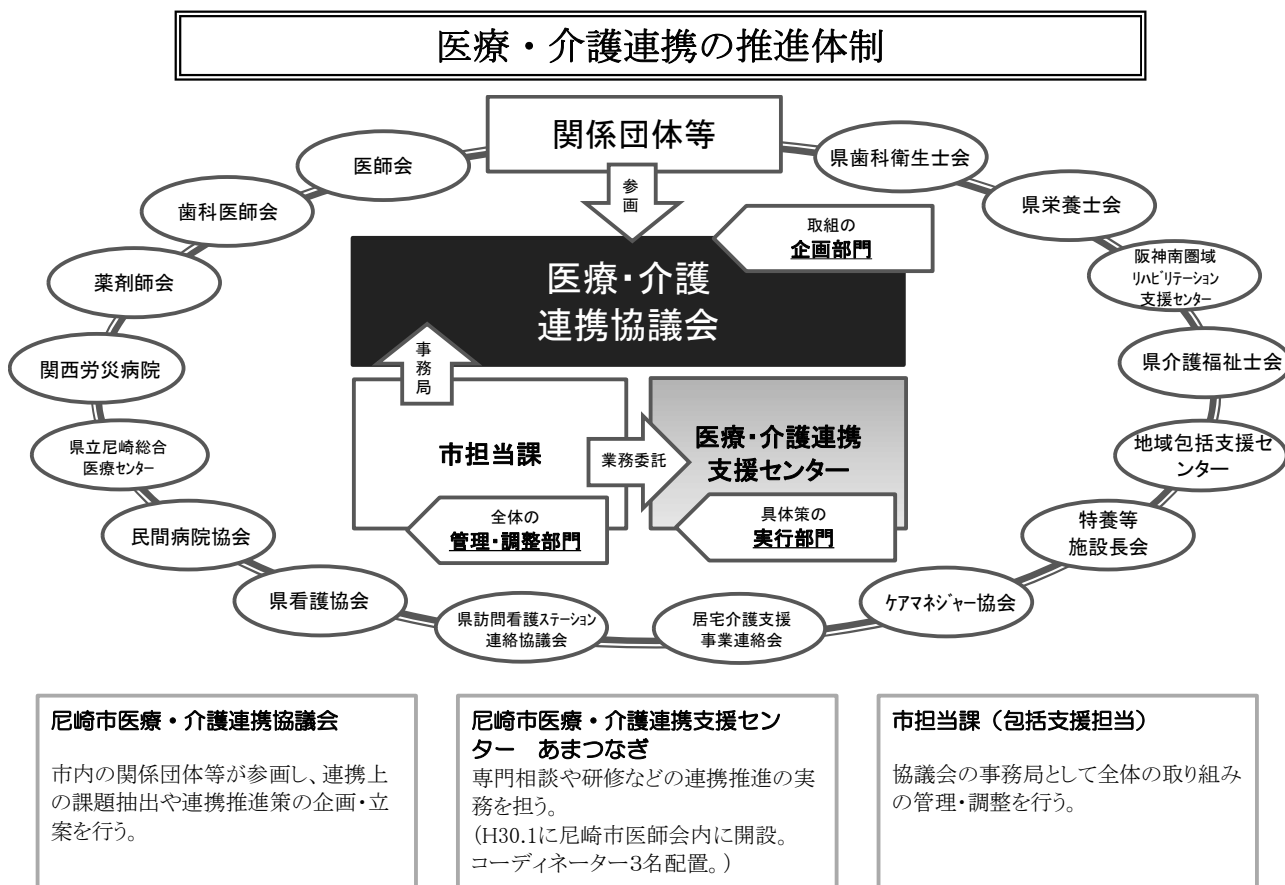
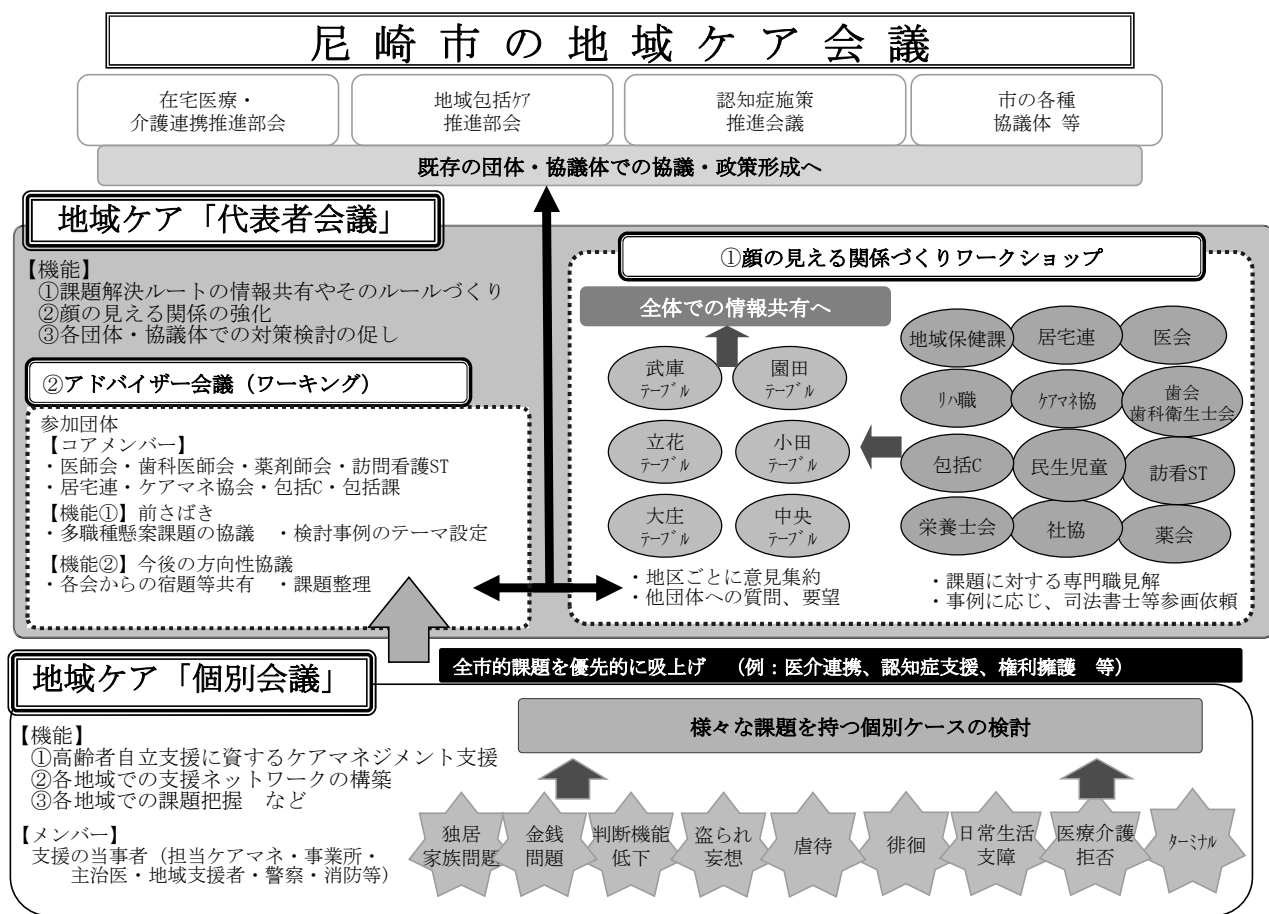
【今後の方向】

- 医療と介護双方の従事者が一体的にチームアプローチを行うため、様々な専門職が合同で参加する研修や事例検討会の実施、研修情報の共有支援、カンファレンスにおける助言等を通じて、チームアプローチを実践する「人づくり」を進めます。
- 各職種が抱える連携上の課題を確認するとともに、各機関・施設が保有する情報を整理・集約し、共有化する中で、連携を促す仕組みや共通帳票等を整備する「ものづくり」を進めます。
- 高齢者自らが、できるだけ早い時期から、その有する能力に応じたありたい生き方や暮らし方、さらには看取りのあり方などを考え、家族をはじめとする身近な人や支援する専門職と共有することの大切さの理解を深める「市民の意識づくり」に取り組みます。
- 上記の取組が効率的かつ円滑に行われるよう、市担当課は多職種が参画する尼崎市医療・介護連携協議会の事務局として、全体の取組の管理・調整を行うとともに、連携上の課題抽出や連携推進策の企画・立案をした上で、尼崎市医師会に委託し設置した「尼崎市医療・介護連携支援センター（呼称：あまつなぎ）」を中心として、専門相談や研修などの実務を担います。
- 地域ケア会議の「①個別課題解決」、「②地域のネットワーク構築」、「③地域課題発見」、「④地域の資源開発・地域づくり」、「⑤政策形成機能」の5つの機能が発揮できるよう、会議の運営支援に努め、地域における問題や課題の解決につながるよう取組を進めます。

【施策・事業と取組・方向性】

施策・事業	取組・方向性
①医療・介護連携に係る専門相談の実施	○ 医療・介護連携支援センターにおいて、専門職からの在宅での医療・介護の連携に関する相談の対応を行います。

施策・事業	取組・方向性
②地域の医療・介護資源の把握と共有	○ 地域の医療・介護資源に関する情報が掲載されている兵庫県や関係機関・事業所等のウェブページを網羅したリンク集を本市ホームページに掲載し、引き続き情報共有を図ります。 ○ より一層の情報共有を図るため、医療・介護機関の特徴・特色のある取組の情報集約等を行います。
③連携の課題抽出と対応策検討	○ 医療・介護の関係者が参画する尼崎市医療・介護連携協議会等において、医療・介護連携の課題抽出を行い、対応策の検討を行います。
④入退院調整シートの普及・啓発	○ 入退院時における医療と介護の切れ目のない連携に向けた取組を進める1つのツールとして、関係者間の意見交換により作成した「尼崎市における退院調整の標準的な取扱い」の継続的な周知、運用・活用状況の把握、課題抽出・解決策の検討を行います。 ○ 入退院調整シートの活用状況を適宜把握しながら、関係者間で運用上の課題の抽出、共有、解決策の意見交換を行い、必要な取組を推進します。
⑤医療・介護連携ツールの作成・運用支援	○ かかりつけの医療・介護関係者が連絡を取り合い、「連携リスト」や「連携ファイル」を用いて、患者・利用者の基本情報などを円滑に共有できるよう、運用支援等に引き続き取り組みます。
⑥医療・介護関係者の研修	○ 地域の医療・介護関係者の連携を深めるため、多職種でグループワーク等の研修や事例検討会を行います。
⑦市民の意識啓発	○ 高齢者自らが、できるだけ早い時期から、その有する能力に応じたありたい生き方や暮らし方、さらには看取りのあり方などを考え、家族をはじめとする身近な人や支援する専門職と共有することの大切さの理解を深めるため、「在宅療養ハンドブック」等を活用した市民の意識啓発を行います。
⑧職能団体等の立ち上げ支援	○ 多職種連携が求められる職種に対し、職能団体を市内で立ち上げる機運をサポートする等の後方支援を行います。
⑨地域の医師による多職種支援	○ 医療・介護従事者や地域包括支援センターの多職種が、各地域で勤務する医師に、認知症を含めた様々な相談や研修・地域ケア会議等への参画依頼を行いやすい体制を整備するため、各日常生活圏域ごとに「尼崎市地域包括支援センター担当医」を配置します。
⑩地域ケア会議	○ 地域で協働した支援体制が構築できるよう、地域包括支援センター主催の地域ケア個別会議の充実を図ります。 ○ 地域課題の抽出や地域の資源開発を目的とした地域ケア代表者会議を引き続き開催し、必要な政策形成につなげます。



3 民間団体等との協働の推進

【現状】

- 高齢者の日常生活を支えるには、行政による取組だけでなく、社会福祉法人や企業、NPOなど、様々な団体と連携・協働して、支援策を進めていく必要があります。
- 尼崎市社会福祉協議会は、地域福祉の推進を目的とした社会福祉法人であり、地域の多くの団体を構成組織としている本市における最大の自治組織という“つよみ”を活かし、地域の様々な課題を発見し、地域と様々な地域活動の主体につなげ、連携することで課題解決に向けた協働の取組を広げています。
- 市内には、特定の公益目的をもって活動しているNPOやボランティア団体などがあり、特にNPOをはじめとした新たな団体は年々増加の傾向にあります。規模は様々で、福祉、まちづくり、社会教育、子育てなどをはじめ多様な分野で活動を行うなど、協働の取組を進める上で欠かせない存在となっており、今後の活躍が期待されます。
- 社会福祉法人は高齢・介護分野のみならず、障害者福祉、子育て支援など、それぞれ専門的な機能を有し、様々な福祉サービスを展開しています。社会福祉法の改正により、地域における公益的な取組の充実が求められており、地域と一体となって福祉を支えていく主体として期待されています。
- 本市には様々な企業、事業所があり、様々な形で社会貢献活動を行う企業・事業所が増えており、企業・事業所が持つ力を得ながら、福祉の向上に取り組む必要があります。
- このように本市には、地域で活躍する様々な主体が存在し、それぞれの特性を活かした活動が展開されています。そのような活動と行政が連携・協働して、高齢者を支えるまちを形成していくことが重要です。

【今後の方向】

- 社会福祉法人、企業、NPO等が持つ、それぞれのつよみが活かし、活躍できるよう各主体と連携を図りながら、本市における課題の解決に努めます。

【施策・事業と取組・方向性】

施策・事業	取組・方向性
①市社会福祉協議会との協働	○ 地域福祉活動や地域自治活動が円滑に行われることを目指し、引き続き、市社会福祉協議会への支援を行いつつ、同協議会との協力体制を強化しながら、地域住民の参加を促進します。 ○ また、市社会福祉協議会が行う見守り活動をはじめとした地域福祉活動の立ち上げ支援や、活動を希望する人のニーズ、知識、経験等に応じて地域福祉活動につなげる取組を支え、担い手づくりや地域福祉活動の充実に取り組みます。
②社会福祉法人、企業、NPO等との協働	○ 社会福祉法人、企業、NPO等がそれぞれのつよみを活かし、協働して地域の課題に取り組むよう働きかけます。 ○ 社会福祉施設、企業、NPO等が、高齢者等をはじめ様々な世代が集う地域の交流の場として地域住民にスペースを提供することや、重層的な見守り体制の構築、福祉避難所としての協力を行うなど、地域貢献活動に積極的に取り組むよう働きかけます。
③社会福祉法人における公益活動の促進	○ 社会福祉法人に対して、地域公益活動の積極的な実施に向けて、引き続き啓発や情報提供などの働きかけを行います。